

令和 7 年 10 月 14 日

令和 7 年第 2 回登米市議会定例会
9 月定期議会 議案

(その 4)

登米市議会

議員 番

議 案 目 次

議案番号	議 案 名	頁
発議第 6 号	特別委員会の設置	5
発議第 7 号	厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書	7
	議員派遣の件	9
	常任委員会の調査報告	別冊

発議第 6 号

中心市街地等活性化特別委員会設置に関する決議

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第 14 条第 2 項の規定により提出いたします。

令和 7 年 10 月 14 日

登米市議会議長 中 澤 宏 様

提出者 議会運営委員会

委員長 佐々木 幸 一

(別紙)

中心市街地等活性化特別委員会設置に関する決議

次のとおり、中心市街地等活性化特別委員会を設置するものとする。

- | | | |
|---|-------|---------------------------------------|
| 1 | 名 称 | 中心市街地等活性化特別委員会 |
| 2 | 設置の根拠 | 地方自治法第 109 条第 4 項及び委員会条例第 6 条 |
| 3 | 目 的 | 魅力ある中心市街地等の活性化に向けた、まちづくりのあり方について調査する。 |
| 4 | 委員の定数 | 11 人 |
| 5 | 調査期間 | 調査が終了するまでとし、閉会中も継続調査を行う。 |

(提案理由)

登米市議会では、令和 5 年 5 月に中心市街地等活性化特別委員会を設置し、「未来へつむぐ、ひと・地域文化の交流拠点」との基本理念に沿った施設を目指し、様々な角度から議論を重ねてきた。

前期特別委員会からは、令和 7 年定例会 3 月特別議会において（仮称）地域交流センターのあり方や、機能、事業規模などについての提案や検討必要事項等について、今期議会に対し引継ぎ事項として報告されたところである。

特に施設規模等に関しては、将来にわたる維持管理経費や管理運営手法、施設の Z E B 化等も含め、長期的な視点でのより経済的、効率的に運営できる適切な規模とすることとされている。

登米市議会として、市民に対する説明責任を果たせるよう、引続き事業内容を執行部と共に検証するとともに、市民が誇りと愛着を感じる持続可能なまちづくりのあり方を調査・検討を重ね政策提言を行うものである。

令和7年10月14日

登米市議会議長 中 澤 宏 様

提出者 議会運営委員会
委員長 佐々木 幸 一

厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書

上記議案を、別紙のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第6項並びに会議規則（平成17年議会規則第2号）第14条第2項の規定により提出します。

（提出の理由）

社会経済の急激な構造変化を背景に、地方議会議員は多様化する民意の集約と地方行政への反映が期待されており、その果たすべき役割と責任は重要性を増しています。このため、広範かつ専門的な諸課題に対する確に執行機関の監視や政策提言等を行うことが求められています。このことから、議員の専門化が進んでいる状況にありますが、近年は投票率などの低下により議員のなり手不足が深刻化しています。

就業者の多くが会社員等の被用者が占めており、地方議会議員のなり手への転身が期待されますが、将来の生活の安定のため、更には多様で有為な人材の確保のため、転身後も切れ目のない社会保障制度の適用が必要です。

よって、国民の幅広い層からの政治参加や地方議会における多様な人材確保の観点から、厚生年金への地方議会議員の加入のための法整備を早急に実現するよう厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書を地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条に基づき、関係行政庁並びに衆参両院議長に提出するものです。

厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書

地方分権及び地方創生の進展とともに、加速する人口減少社会への対応が、我が国の将来にとって喫緊の政治課題となっている。地方公共団体の重要な意思決定を行う地方議会は、多様化する民意の集約と地方行政への反映が期待されており、その果たすべき役割と責任は重要性を増している。

このような中、地方議会議員は、これまで以上に広範かつ専門的な諸課題について住民の意向をくみ取り、的確に執行機関の監視や政策提言等を行うことが求められている。このような活動範囲の広がりに伴い、議員の専門化が進んでいる状況にある。しかしながら、近年の統一地方選挙では、投票率の低下や無投票当選者の割合が高まるなど、議員のなり手不足が深刻な問題となっている。

就業者の約9割を会社員等の被用者が占める今日において、地方議会議員のなり手も会社員等からの転身者が期待されている。地方議会議員が厚生年金に加入できるようになれば、家族の将来や老後の生活を心配することなく議員に立候補し、議員活動を続けることができる環境が整うことになり、多様で有為な人材の確保に大きく寄与すると考えられる。

よって、国民の幅広い層からの政治参加や地方議会における多様な人材確保の観点から、厚生年金への地方議会議員の加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年10月 日

内閣総理大臣
内閣官房長官
総務大臣
厚生労働大臣
衆議院議長
参議院議長

あて

宮城県登米市議会議員 中 澤 宏

議員派遣の件

令和 7 年 10 月 14 日

本議会は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 100 条第 13 項及び会議規則（平成 17 年議会規則第 2 号）第 170 条の規定により、次のとおり議員を派遣するものとする。

記

1 件 名 宮城県議会・市町村議会議員セミナー

- （１）派遣目的 研修会への派遣を通して、地方議会の環境整備等の現状についての理解を深め、今後の施策の検討に資するとともに、県内議員との情報交換を行う。
- （２）派遣場所 宮城県庁
- （３）派遣期間 令和 7 年 10 月 28 日（火）
- （４）派遣議員 議員 5 名

議席番号	氏 名
2 番	伊 藤 拓 哉
6 番	遠 藤 真理子
8 番	鈴 木 実
17 番	佐々木 幸 一
23 番	日 下 俊

※なお、決定していない事項や変更がある場合の取扱いは、議長に一任する。